エ　ヤングケアラーの現状

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が生じるケースがあるにもかかわらず、こども本人や家族に自覚が乏しいなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期に把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

道が令和３年度（2021 年度）及び令和４年度（2022 年度）に実施した実態調査の結果では、ヤングケアラーが道内に一定数いることや、ヤングケアラーと思われるこどもたち自身も自らの負担について自覚しにくく、誰にも悩みを相談した経験がないこどもが多いことなどが明らかとなっています。

図表 32　ヤングケアラーの状況（中学生・高校生）

区　分	ヤングケアラーの割合（※１）	ケアの悩みを相談した経験の有無（※２）
小学５・６年生	4.7%	78.0%
中学校２年生	3.9%	81.5%
全日制高校２年生	3.0%	79.3%
定時制高校２年生	4.5%	37.5%
大学生	13.2%	67.2%

北海道「令和３年度ヤングケアラー実態調査」及び「令和４年度ヤングケアラー実態調査」

（※１）自分が世話をしている家族が「いる」と回答した割合

※大学生については、「18 歳未満にケアをしていた」及び「現在もケアをしている」という回答を合算した割合

（※２）ヤングケアラーがケアの悩みを相談した経験が「ない」と回答した割合

＜調査対象＞
・道内の公立小学校及び義務教育学校（札幌市を除く。）に通う小学５年生、小学６年生
・道内の公立中学校、高等学校及び中等教育学校（札幌市を除く）に通う中学２年生、高校２年生（全日制及び定時制）
・道内の４年制大学に通う学生

＜回答状況＞

	回答数
小学５・６年生	14,063
中学校２年生	6,411
全日制高校２年生	4,642
定時制高校２年生	178
大学生	1,041

図表 33　ケアの悩みを相談していない理由

区　分	誰かに相談するほどの悩みではない	家族外の人に相談するような悩みではない	家族のことのため、話しにくい
小学５・６年生	74.1%	12.7%	6.1%
中学校２年生	77.2%	14.9%	7.4%
高校（全日）２年生	85.6%	15.3%	7.2%
大学生	55.0%	28.8%	31.3%

北海道「令和３年度ヤングケアラー実態調査」及び「令和４年度ヤングケアラー実態調査」

オ　経済的に困難なこどもの就学等の現状

本道における中学校卒業後の高校等進学率は、令和５年（2023 年）で 98.5%と、ほとんどのこどもは高校等に進学しており、また、高校卒業後の進学率は 51.5%、就職率は 17.9%、高校等の中途退学率は、令和４年度（2022 年度）に 1.8%となっています。

一方、生活保護世帯のこどもや児童養護施設のこどもの中学校及び高校卒業後の状況はそれぞれ全道平均に比べ進学率は低く、就職率は高くなっています。

図表 34　中学・高校卒業者の進学率、就職率

	H30.5		R5.5	
	全道	全国	全道	全国
高等学校等進学率（%）	99.3	99.1	98.5	98.7
就職率（中学卒業後）（%）	0.2	0.2	0.2	0.2
大学等進学率（%）	45.5	54.7	51.5	60.8
就職率（高等学校卒業後）（%）	23.5	17.6	17.9	14.2

文部科学省「学校基本調査」

図表 35　高等学校等の中途退学の状況

	H30 年度		R4 年度	
	全道	全国	全道	全国
高等学校等中途退学率（%）	1.7	1.4	1.8	1.4

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

㋐ 生活保護世帯のこども

生活保護世帯のこどもの中学卒業後の高校等進学率は、令和５年（2023 年）４月１日現在で 94.8%、就職率は 0.9%となっており、全国の状況と比較すると、進学率（全国：92.5%）は 2.3 ポイント上回っており、就職率（全国：1.3%）は 0.4 ポイント下回っています。

また、異なる調査のため単純比較はできませんが、全道平均の状況と比較すると、高校等進学率（全道平均：98.5%）は 3.7 ポイント低く、就職率（全道平均：0.2%）は 0.7 ポイント上回っています。

さらに、生活保護世帯のこどもの高校等中途退学率は 3.8%となっており、全国の状況（3.7%）を 0.1 ポイント、全道平均（1.6%）を 2.2 ポイント上回っています。

図表 36　生活保護世帯のこどもの高校等進学率、就職率、高校等中退率

	H30.4		R5.4	
	全道	全国	全道	全国
高等学校等進学率（%）	96.6	93.7	94.8	92.5
就職率（中学卒業後）（%）	0.9	1.5	0.9	1.3
高等学校等中途退学率（%）	3.7	4.1	3.8	3.7

厚生労働省社会・援護局保護課調べ

生活保護世帯のこどもの高校卒業後の大学等（専修学校等含む）進学率は 41.4%（大学・短大：20.4%、専修学校等：21.0%）、就職率は 45.3%となっており、全国の状況と比較すると、大学等（専修学校等含む）進学率（全国：42.9%、（大学・短大：24.0%、専修学校等 18.9%））は 1.5 ポイント下回っており、就職率（全国：39.1%）は 6.2 ポイント上回っています。

また、全道平均の状況と比較すると、大学等（専修学校等含む）進学率（全道平均：51.5%）は 10.1 ポイント下回っており、就職率（全道平均：17.9%）は 27.4 ポイント上回っています。

図表 37　生活保護世帯のこどもの大学等進学率、就職率

	H30.4		R5.4	
	全道	全国	全道	全国
大学等進学率（%）	36.7	36.0	41.4	42.9
大学・短大（%）	17.0	19.9	20.4	24.0
専修学校等（%）	19.7	16.1	21.0	18.9
就職率（高校卒業後）（%）	51.5	46.6	45.3	39.1

厚生労働省社会・援護局保護課調べ

㈠ 就学援助の状況

本道の就学援助率は、令和４年度(2022 年度)時点で、17.45％となっており、全国（13.90％）の状況と比較すると 3.55 ポイント上回っています。

図表 38　就学援助の状況

		H28		R4	
		全道	全国	全道	全国
就学援助率（％）		20.99	15.02	17.45	13.90
	要保護児童生徒（％）	3.32	1.36	2.12	0.94
	準要保護児童生徒（％）	17.67	13.66	15.33	12.96

文部科学省「就学援助実施状況等調査」

㈡ 児童養護施設のこども

令和４年度(2022 年度)に中学校を卒業した児童養護施設のこどもの令和５年(2023 年)５月１日時点における高校等進学率は 100％となっており、全国の状況と比較すると、高校等進学率（全国：97.1％）は 2.9 ポイント高くなっています。

また、全道の中学校卒業者の進学率、就職率と比較すると、進学率（全道平均：98.5％）、就職率（全道平均：0.2％）ともに同水準となっています。

令和４年度(2022 年度)に高等学校等を卒業した児童養護施設のこどもの令和５年(2023 年）５月１日時点における大学等進学率は 38.2％、就職率は 48％となっており、全国の状況と比較すると、大学等進学率（全国：38.9％）は 0.7 ポイント、就職率（全国：51.6％）は 3.6 ポイント低くなっています。

また、全道の高校卒業者の進学率、就職率と比較すると、進学率（全道平均：51.5％）は 13.3 ポイント低く、就職率（全道平均：17.9％）は 30.1 ポイント高くなっています。

図表 39　児童養護施設のこどもの高校・大学進学率

		H30.5		R5	
		全道	全国	全道	全国
中学校卒業後	高等学校進学率	96.6	95.8	100	97.1
	就職率	0.7	2.4	0	1.4
高等学校等卒業後	大学等進学率	27.9	30.8	38.2	38.9
	就職率	67.3	62.5	48.0	51.6

こども家庭庁「社会的養護の現況に関する調査」／北海道保健福祉部子ども政策局調べ

（2）課題

本道では、全国に比べて、生活保護世帯やひとり親世帯の割合が高く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況にあると考えられます。

このため、まずは相談支援を充実し、利用できる支援策等の周知を図るほか、収入の増加と生活の安定を実現するため、学び直しや就労への支援を行い、さらに、ひとり親世帯の親が仕事と子育てを両立できるよう、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、生活保護世帯や児童養護施設のこどもの大学等への進学率は、全道平均と比較すると低い状況にあります。このため、就学援助制度の普及や、学習支援ボランティアの派遣など、教育支援の充実を図るとともに、高等学校を卒業し、施設を退所したこどもたちに対し、進学のための新たな奨学金制度の周知・活用を促すなど、進学や就学の継続の希望を実現できるよう支援を行う必要があります。

さらに、各地域で、こどもの貧困対策について様々な取組が広がる一方、地域ごとに取組に格差が生じています。このため、生まれた地域によってこどもの将来に違いが生じることがないよう、各地域の支援策に関する情報の共有を図るとともに、市町村の計画策定や取組の充実を促していく必要があります。

4　出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ

（1）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等

「第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（令和 3 年　国立社会保障・人口問題研究所）によると、夫婦の完結出生児数（結婚持続期間 15～19 年夫婦の平均出生こども数であり、夫婦の最終的な平均出生こども数とみなされる）は、1.90 人と最低値を更新しました。

出生こども数の分布を見ると、半数を超える夫婦が 2 人以上産んでいますが、こどもが 0 ～1 人の夫婦の割合が増えてきています。

図表 40　夫婦の出生こども数分布の推移（結婚持続期間 15～19 年）

調査年次	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上	完結出生児数
第10回（S62）	3.1%	9.3%	56.4%	26.5%	4.8%	2.21 人
第11回（H9）	3.7%	9.8%	53.6%	27.9%	5.0%	2.21 人
第12回（H14）	3.4%	8.9%	53.2%	30.2%	4.2%	2.23 人
第13回（H17）	5.6%	11.7%	56.0%	22.4%	4.3%	2.09 人
第14回（H22）	6.4%	15.9%	56.2%	19.4%	2.2%	1.96 人
第15回（H27）	6.2%	18.6%	54.0%	17.9%	3.3%	1.93 人
第16回（R3）	7.7%	19.7%	50.8%	18.6%	3.2%	1.90 人

国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（令和 3 年）

また、夫婦にたずねた理想的なこどもの数（理想こども数）の平均値は、調査開始以降最も低い 2.25 人となっており、夫婦が実際持つつもりのこどもの数（予定こども数）の平均値も、2.01 人と前回調査時同様、過去最低となっていますが、理想こども数と予定こども数は、いずれも夫婦の完結出生児数を上回る値となっています。

図表 41　完結出生児数と平均理想・予定こども数の対比

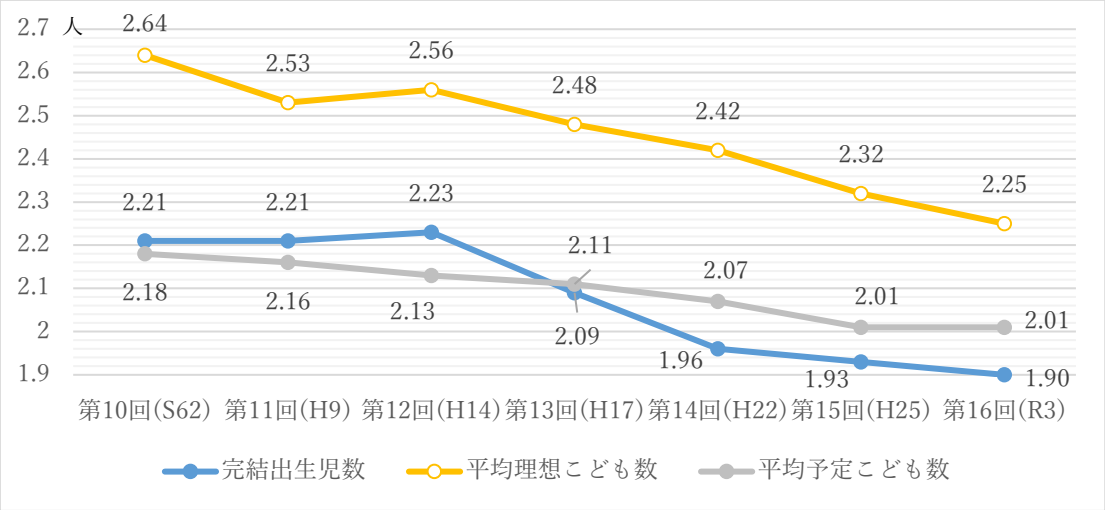

国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（令和 3 年）

理想のこども数を持たない理由について、道民意識調査を行ったところ、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（50.8%）であり、次いで「高年齢で産むのはいやだから」（28.4%）、「欲しいけれどもできないから」（17.0%）などとなっています。前述の出生動向基本調査によれば、全国も同じ傾向です。

＜理想のこども数を持たない理由＞

項　　目		全　　国			北海道
		妻 35 歳未満	妻 35 歳以上	計	
経済的理由	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	77.8%	48.6%	52.6%	50.8%
	自分の仕事に差し支えるから	21.4%	14.9%	15.8%	15.5%
	家が狭いから	21.4%	7.5%	9.4%	7.2%
年齢・身体的理由	高年齢で産むのはいやだから	19.7%	43.7%	40.4%	28.4%
	欲しいけれどもできないから	13.7%	25.5%	23.9%	17.0%
	健康上の理由から	13.7%	18.0%	17.4%	14.0%
育児負担		23.1%	22.9%	23.0%	11.7%
夫に関する理由	夫（妻）の家事・育児への協力が得られないから	13.7%	11.1%	11.5%	4.5%
	末の子が夫（妻）の定年まで成人して欲しいから	4.3%	7.1%	6.7%	4.2%
	夫（妻）が望まないから	11.1%	8.5%	8.9%	5.3%
その他		24.7%	11.4%	13.2%	25.4%

全国分：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査　結婚と出産に関する全国調査」（令和 3 年度）

北海道分：北海道「北海道の人口減少などに関する意識調査」（令和 5 年度）

（2）少子化や子育てについての道民意識

少子化や子育てについての道民の意識やニーズを調査しました（令和５年（2023 年）12月道民意識調査）。調査結果は次のとおりです。

①　少子化に対する問題意識

少子化の進行は「非常に問題である」、「多少問題がある」と回答した方が合わせて92.2%を占め、道民の少子化に対する問題意識の高さが伺えます。

＜設問：あなたは、少子化が進むことや「少子社会」について、どのように思いますか。＞

	H18	H20	H24	H30	R５	
非常に問題である	62.5%	61.2%	60.4%	63.7%	64.2%	92.2%
多少問題がある	29.3%	27.5%	28.3%	24.9%	28.0%	
特に心配する必要はない	4.5%	4.1%	4.9%	5.4%	4.2%	
むしろ望ましい	0.4%	0.7%	0.5%	0.6%	0.1%	
わからない	1.8%	5.0%	4.3%	4.2%	3.4%	
無回答	1.5%	1.6%	1.7%	1.3%	0.1%	

北海道「道民意識調査」（令和５年度）

②　子育ての環境に対する意識

住んでいる地域は、安心してこどもを育てられる環境だと思うかとの問いに対し、「とてもそう思う」、「そう思う」と回答した方が合わせて 57.2%となっています。

また、人口規模別では、前回調査時の平成 30 年（2018 年）に比べ、札幌市や人口 10 万人以上の市で「安心してこどもを育てられる環境だと思う」と回答した方が増加した一方で、人口 10 万人未満の市や町村では減少しています。

＜設問：あなたが住まいの地域は、「安心してこどもを育てられる環境」だと思いますか。＞

	H18	H20	H24	H30	R 5
とてもそう思う	4.9%	7.4%	4.0%	6.1%	6.1%
そう思う	48.8%	47.2%	46.1%	48.3%	51.1%
あまり思わない	36.4%	31.5%	33.5%	25.4%	27.6%
全く思わない	4.0%	4.5%	3.8%	3.8%	4.1%
わからない	4.8%	7.8%	9.5%	13.8%	11.0%
無回答	1.1%	1.6%	3.1%	2.5%	0.1%

57.2%

	H24	H30	R 5
札幌市	47.6%	52.4%	61.0%
人口 10 万人以上の市	41.7%	52.7%	54.5%
人口 10 万人未満の市	53.7%	53.2%	50.3%
町村	59.6%	65.8%	60.9%

北海道「道民意識調査」（令和 5 年度）

③　仕事と家庭を両立するための課題

前回調査時（平成 30 年度（2018 年度））と比べると「育児休業など職場の支援体制が不十分」が 7.8 ポイント減少した一方、「育児休業等がとりにくい職場環境や雰囲気」が 6 ポイント上昇しており、制度の整備は進んでいるものの、利用しづらい職場環境が存在することが伺えます。

＜設問：仕事と子育てを両立するために、どのようなことが問題になると思うか＞

	H18	H20	H24	H30	R 5
育児休業など制度面における職場の支援体制が不十分	40.7%	34.2%	54.0%	41.5%	33.7%
保育所や保育サービスが不十分	24.6%	25.5%	19.0%	39.3%	27.6%
育児休業等がとりにくい職場環境や雰囲気	42.5%	39.3%	29.5%	33.9%	39.9%
病気のこどもを預かってくれる保育施設が少ない	36.0%	34.9%	32.9%	31.9%	35.3%
時短勤務やフレックスタイム勤務など就業時間上の配慮が不十分	24.3%	25.5%	19.0%	24.0%	25.4%
職場への復帰や再就職が困難	40.5%	38.1%	34.2%	24.0%	21.5%
仕事と子育ての両立に関する配偶者や家族の理解や援助の不足	18.7%	16.3%	16.7%	18.2%	23.2%
小学校入学後の放課後児童対策が充実していない	20.3%	18.8%	17.2%	13.4%	14.1%
雇用や労働条件における男女の不公平な扱い	13.9%	11.9%	14.5%	12.3%	18.6%
特になし	4.6%	3.9%	4.0%	4.5%	3.3%
その他	3.7%	4.6%	5.0%	4.9%	5.1%
無回答	4.3%	4.2%	1.4%	2.8%	0.9%

北海道「道民意識調査」（令和 5 年度）

第３　これまでの計画に基づく取組と評価

第４期少子化対策計画では、少子化対策条例で定める 11 の基本的施策の中心に「こどもや子育てをみんなで応援する」ステージのほか、「妊娠や出産を支援する」、「子育てを支援する」、「子育ちや自立を支援する」の三つのライフステージを設定し、各ステージに盛り込まれた 25 項目の施策目標を定めるとともに、目標達成に向けた主な取組 83 本を掲げて、施策を推進してきました。

第２次青少年計画では、青少年条例第２条の基本理念にのっとり、四つの施策の基本方針と七つの施策目標、さらに、32 項目の数値目標と９項目の参考指標を設定し、取り組んできました。

第２期貧困対策計画では、こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、第一に「相談支援」の充実を図るとともに、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を中心とする五つの柱に沿って、各般の取組を進め、こどもの貧困対策の総合的な推進を図ってきました。

１　取組全体の評価

第４期少子化対策計画、第２次青少年計画、第２期貧困対策計画では、それぞれ、少子化対策、青少年健全育成、貧困対策を目的とした施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、毎年度の推進状況を把握し、審議会で課題や問題点についてご意見をいただきながら、計画の着実な推進に努めてきたところであり、取組に遅れが見られる事案もあるものの、多くの事業については、概ね計画どおりに推進することができました。

しかし、経済的な不安定さや、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合い、合計特殊出生率は全国平均を下回り、依然として本道の少子化の流れを変えるに至っておらず、引き続き、こどもや若者の支援に取り組んでいく必要があります。

このため、三つの計画について、十分な点検・検証を行い、計画に基づく各施策の効果的かつ効率的な実施を検討するとともに、今後の国の動向も踏まえ、道における教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用などの各種取組とも連動しながら、総合的かつ計画的にこども施策を推進する必要があります。

２　第４期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価

第４期少子化対策計画では、「結婚や出産を望む全て人々の希望がかなえられ、こどもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を計画の基本目標として掲げ、各般の施策に取り組んでおり、この基本目標の達成に向け、計画期間（令和２年度（2020 年度）～令和６年度（2024 年度））内において、「安心してこどもを育てられる環境の向上」を図るとともに「出生率を全国平均まで引き上げる」ことの二つを目標に設定しました。

令和５年度（2023 年度）の達成状況は、「安心してこどもを育てられる環境の向上」では、平成 30 年度（2018 年度）の 54.4%から 57.2%と目標を達成しましたが、「出生率を全国平均まで引き上げる」については、全国 1.20 に対し道 1.06 と全国を下回っていることに加え、全国同様、平成 30 年度（2018 年度）から低下している状況にあることから、引き続き、各般の施策に取り組んでいく必要があります。

【基本目標】

結婚や出産を望む全ての人々の希望がかなえられ、こどもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現

【達成状況】

項　　目	Ｈ３０	Ｒ５	達成状況
〇安心してこどもを育てられる環境の向上 （各種調査による環境が整っていると思う人の割合）	54.4%	57.2%	**達成**
〇出生率を全国平均まで引き上げる	全国：1.42 道　：1.27	全国：1.20 道　：1.06	**未達成**

（1）施策の体系（表の左列は「ライフステージ」）

	施策目標	
こどもや子育てをみんなで応援する	社会全体による取組の推進	結婚支援に関する情報提供
		妊娠・出産に関する情報提供
		子育てに関する情報提供
		少子化対策に関する推進体制の整備
		地域における取組の支援
		子育て支援団体等の活動の促進
		父親の育児への積極的参加の促進
		官民協働による地域全体での取組の促進
		次世代教育の実施
	若者への就業支援	若年者の雇用の安定
		若者の就業支援体制の整備
		若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出
	結婚を望む方への支援	適切な情報提供や相談体制の整備
		広域連携による結婚サポート事業の推進
	生活環境の整備	子育てに配慮した住宅の供給促進
		安全な道路交通環境等の整備
		子育てバリアフリー等の整備
		犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進
	就業環境の改善	企業等における取組の促進
		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進
		両立のための環境整備
		積極的な企業に対する優遇制度の推進
		パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備
	男女平等参画の推進	広報・啓発活動の充実
		家庭における男女平等教育の推進
		仕事と家庭が両立できる働き方改革
		働きたい女性の就労・雇用継続支援
		相談業務の充実
	市町村等関係機関との連携や取組への支援	定住や移住促進に向けた取組への支援
		住民主体による支え合いの地域づくり
		総合振興局・振興局による市町村支援
	国の施策に関する提案	少子化対策の抜本強化・拡充
		子育て支援等に係る施策の充実
		こどもの安全・安心の確保
妊娠や出産を支援する	妊娠･出産に関する支援体制の整備	母子保健サービスの推進体制の整備
		相談体制等の整備
		産後ケア体制の充実
		市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
	周産期医療体制の整備	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備
		産婦人科医師の確保等
	不妊・不育治療等への支援	相談体制の整備
		経済的負担の軽減
子育てを支援する	待機児童の解消等	保育サービスの充実
		教育・保育を支える人材の確保
	幼児教育・保育の充実	教育・保育の一体的提供の促進
		多様な保育サービスの提供
		教育・保育の質の向上
		良質なサービスの確保
		子育て支援等に関する情報提供
	放課後児童の健全育成	放課後児童の健全育成
	地域における子育て支援体制等の充実	子育て支援拠点等の整備
		相談体制の整備
	ひとり親家庭等への支援の充実	相談支援の充実
		子育て・生活支援の充実
		就業支援の充実
		養育費の確保支援

		経済的支援の充実
		母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実
	社会的養育を必要とするこどもへの支援の拡充	当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取･アドボカシー)
		市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
		里親等への委託の推進に向けた取組
		パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
		施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
		一時保護改革に向けた取組
		児童相談所の強化等に向けた取組
	障がい等のあるこどもへの支援等の充実	特別支援教育の確保等
		障がい児への支援等
	乳児及び幼児等の健康の確保	小児医療の提供の整備
		母子保健サービスの推進体制の整備
		食育の推進
	子育て世帯の経済的な負担の軽減	経済的な負担の軽減
	総合的な虐待防止対策の推進	虐待防止対策等に関する普及啓発
		児童相談所･市町村等関係機関が一体となった児童相談体制の強化
		養育支援を必要とする家庭の早期把握や支援のための体制整備
		里親による養護援助体制の整備
		児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備
		被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援
		配偶者暴力相談支援センターとの連携
子育ちや自立を支援する	こどもの権利及び利益の尊重	こどもの意見の適切な社会反映
		総合的な虐待防止対策の推進
	社会的養育を必要とするこどもへの支援の充実	社会的養護自立支援の推進に向けた取組
		一時保護改革に向けた取組
	こどもの健全育成等の促進	望ましい生活習慣確立のための意識啓発
		児童館活動の促進
		文化・スポーツ等に親しむ環境の整備
		公園、遊び場の整備
		食育等の普及
		学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	教育環境の整備	キャリア教育等の推進
		地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備
		家庭及び社会教育への支援の促進
		いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備
		経済的負担の軽減
		木育の推進

（2）目標設定項目の推進状況

① 学校教育や保育を必要とする量の見込み及び確保方策

区分		令和５年度計画				令和５年度実績			
		幼児期の学校教育を希望する子ども	保育を必要とする子ども				保育を必要とする子ども		
			３歳以上	１・２歳	０歳		３歳以上	１・２歳	０歳
		（１号認定）	（２号認定）	（３号認定）		（１号認定）	（２号認定）	（３号認定）	
量の見込み		50,776 (13,413)	45,632	30,187	7,424	－	－	－	－
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	60,693	52,862	28,712	8,095	54,286 89.4%	52,558 99.4%	28,159 98.1%	7,849 97.0%
	特定地域型保育事業			3,355	918			3,058 91.1%	916 99.8%
	幼稚園及び預かり保育	2,932	4,976	172	0	2,012 68.6%	5,978 120.1%	113 65.7%	3 -
	認可外保育施設		2,890	1,290	175		2,957 102.3%	1,325 102.7%	229 130.9%
	企業主導型保育施設(地域枠)		455	724	307		729 160.2%	1,441 199.0%	319 103.9%
	計	63,625	61,183	34,253	9,495	56,298 88.5%	62,222 101.7%	34,096 99.5%	9,316 98.1%

※下段の率は、R5 の計画値に対する達成率

② 認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業

項目		平成30年度 実績（基準値）	令和５年度 実績	令和６年度 目標事業量等	達成率
認定こども園設置数		345カ所	677カ所	518カ所	131%
延長保育		837カ所	1,055カ所	1042カ所	101%
病児・病後児保育		62カ所	76カ所	89カ所	85%
一時預かり事業					
	幼稚園型	567カ所	817カ所	670カ所	122%
	幼稚園型以外	509カ所	487カ所	635カ所	77%
子育て短期支援		39市町村	51市町村	44市町村	116%
利用者支援事業					
	基本型・特定型	39市町村	48市町村	62市町村	77%
	母子保健型	34市町村	119市町村	80市町村	149%
放課後児童クラブ		1032カ所	1,047カ所	1065カ所	98%
地域子育て支援拠点		405カ所	423カ所	424カ所	100%
ファミリー・サポート・センター		65市町村	74市町村	71市町村	104%

※達成率は、令和６年度目標に対する実績の率

③　その他目標設定項目

項目	令和５年度実績	令和６年度目標値	達成率
子育て世代包括支援センター設置市町村数	151市町村	全市町村	84.4%
せわずき・せわやき隊等の組織化	74市町村	全市町村	41.3%
次世代教育のための出前講座実施数（実施校）	27校 （延べ118校）	24校(単年度) （延べ120校）	112.5% (98.3%)
地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小：92.3% 中：91.2%	100.0%	小：92.3% 中：91.2%
「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数	92市町村	全市町村	51.4%
女性（25～34歳）の就業率	78.9% （全国82.5%）	全国平均値 以上	95.6%
育児休業制度取得率	男性 29.4% 女性 83.5%	男性12.0% 女性90.0%	男性 245.0% 女性 92.8%
年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	88.4%
子育てを支援する企業の割合	大企業 98.6% 中小企業 3.70%	大企業100.0% 小企業25.0%	大企業 98.6% 中小企業 14.8%
総合周産期母子医療センターの整備（指定）	４ヶ所	６ヶ所	66.7%
助産師外来の開設第二次医療圏数	14圏域	21圏域	66.7%
待機児童数	28人 （R6.4.1）	ゼロ （令和２年度）	－
遠隔システムやオンデマンド教材等の活用により各管内で受講できる研修の割合	100%	100.0% （令和４年度）	100%
各振興局（教育局）管内に配置された幼児教育相談員等を活用して園内研修等を実施した管内の割合	78.6%	100.0% （令和４年度）	85.7%
幼児教育施設と小学校間での意見交換や合同の研修会の機会を設けている市町村の割合	97.8%	100.0% （令和４年度）	－
幼児教育施設の意見を踏まえたスタートカリキュラムを作成している小学校の割合	91.8%	100.0% （令和４年度）	－

項目	令和５年度実績	令和６年度目標値	達成率
放課後子供教室設置市町村数	89市町村	全市町村	50.0%
夜間保育設置数	9ヶ所	12ヶ所	75.0%
休日保育設置数	43ヶ所	50ヶ所	86.0%
ひとり親家庭のこどもの就園率 （保育所・幼稚園）	88.2% （R４実績）	現状値を維持	97.5%
ひとり親家庭の親の就業率 （母子世帯）	81.5% （R２実績）	80.8%	100.9%
ひとり親家庭の親の就業率 （父子世帯）	88.4% （R２実績）	88.1%	100.3%
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 （母子世帯）	49% （R２実績）	44.4%	110.4%
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 （父子世帯）	72% （R２実績）	現状からの 増加	102.5%
里親等委託率	36.1% （R４実績）	現状からの 増加	110.4%
北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数	75市町村	90市町村以上	83.3%
1歳6ヶ月児健康診査受診率	97.2%	100.0%	97.2%
3歳児健康診査受診率	96.9%	100.0%	96.9%
こどもの意見表明の機会の確保	こども向け パブリックコメントの実施	こどもの意見を 施策に適切に反映	－
グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	100.0%	100.0% （令和４年度）	100.0%
食育推進計画を策定している市町村数	151市町村	全市町村 （令和５年度）	84.4%
体験的な学習活動を経験した生徒の割合	58.0%	100.0% （令和４年度）	58.0%

（3）各ステージの評価

①　こどもや子育てをみんなで応援するステージ

ア　主な施策の取組状況

○　結婚支援、妊娠・出産、子育てに関する情報提供

・婚活者向け相談会、結婚応援フォーラム、オンライン婚活イベント、結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイトの運営

・妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの設置を促進

○　官民協働による地域全体での取組の促進

・「こどもまんなか社会の実現のために～親も子も共育ち」をテーマとした、「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムをこども家庭庁の共催により札幌市とともに開催

○　次世代教育の推進

・大学生や高校生等を対象に、自己の将来を考える機会を提供するため、出前講座を開催し、次の世代の親となる若年者に対する意識啓発の取組の充実

○　若者への就業支援や就業環境の改善

・北海道労働局、ハローワーク、教育機関、経済団体等との連携による就職促進会を開催

・非正規雇用労働者の正社員化を図るため事業者への個別支援を実施

○　生活環境の整備

・こども・子育てにやさしい社会づくりのため、妊娠中の方やこども連れの方に優先案内を行うなどの配慮を行う「こどもファスト・トラック」を実施

・子育て世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進

【取組実績】

■子育て世代包括支援センター設置市町村数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
93 市町村	129 市町村	144 市町村	151 市町村	全市町村	84.4%

■せわずきせわやき隊等の組織化市町村数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
95 市町村	76 市町村	75 市町村	74 市町村	全市町村	41.3%

■次世代教育のための出前講座実施校数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
延べ 28 校 （R2:28 校）	延べ 61 校 （R3:33 校）	延べ 91 校 （R4:30 校）	延べ 118 校 （R5:27 校）	延べ 120 校 （年間 24 校）	98.3% ―

■地域と連携した通学路の安全確保の取組状況

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
小　87.0% 中　87.0%	小　88.0% 中　76.0%	小　88.0% 中　76.0%	小　92.3% 中　91.2%	小　100.0% 中　100.0%	— —

■「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
88 市町村	91 市町村	91 市町村	92 市町村	全市町村	51.4%

■女性（25～34 歳）の就業率

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
75.2% 全国平均 82.0%	76.8% 全国平均 82.0%	78.7% 全国平均 82.0%	78.9% 全国平均 82.5%	全国平均以上	95.6%

■育児休業制度取得率

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
男性　5.9% 女性 91.6%	男性 10.2% 女性 88.2%	男性 19.2% 女性 83.0%	男性 29.4% 女性 83.5%	男性 12.0% 女性 90.0%	男性 245.0% 女性 92.8%

■年次有給休暇取得率

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
56.1%	59.5%	59.6%	61.9%	70.0%	88.4%

■子育てを支援する企業の割合

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
大企業 97.3%	大企業 98.2%	大企業 99.3%	大企業 98.6%	大企業 100.0%	98.6%
中小企業 3.4%	中小企業 3.6%	中小企業 3.8%	中小企業 3.7%	中小企業 25.0%	14.8%

イ　効果・課題

㈠　目標の達成見込

○次世代教育のための出前講座実施校数は、目標の 98.3%となっており目標を達成できる見込みです。

○男性の育児休業制度取得率は、目標の 12.0%を大きく上回っています。

㈡　効　果

○出前講座により若者がライフデザインを考えるきっかけづくりに資することができたほか、子育てに配慮した住宅の供給促進や男性の育児休業制度取得率の向上など生活環境の整備が図られました。

○総合ポータルサイト（HAGUKUMU）により、子育て支援サービス等に関する情報を効果的に周知・広報したほか、ほっかいどう未来輝く子育て大賞により、地域における子育て支援活動の紹介や地域の活動の促進に寄与しました。

○様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスの確保により、働きながら安心して子育てができる環境整備が図られ、女性の就業率の向上にも寄与しています。

㈢　課　題

○「こどもファスト・トラック」の実施などにより社会全体の気運の醸成を図るほか、婚姻率の向上に取り組む必要があります。

〈参考〉婚姻率　（人口千対）

	R1	R2	R3	R4	R5
全国	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9
全道	4.5	4.0	3.8	3.7	3.4

②　妊娠や出産を支援するステージ

ア　主な施策の取組状況

○　妊娠・出産に関する支援体制の整備

・妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの設置を促進

・分娩可能な産科医療機関が身近な地域にない妊産婦に対し、経済的負担や不安軽減のため、妊婦健診・出産のために要する交通費等を助成

・こどもを持つことを希望しながらこどもに恵まれない方の悩みや専門的な相談に対応するため、不妊専門相談センターによる相談を実施

・出産後の不安や悩みなどの早期解消を図るため、市町村への妊産婦の相談支援や産後ケア事業の実施を促進

○　医療提供体制の整備や医療費負担等の軽減

・周産期母子医療センターの運営支援、助産師外来やへき地の産科医療機関の確保
・産婦人科医の確保や周産期医療関係者への研修実施
・不妊治療、不育症に関する医療費の一部助成
・分娩可能な産科医療機関が身近な地域にない妊産婦に対し、経済的負担や不安軽減のため、妊婦健診・出産のために要する交通費等を助成【再掲】
・医療、保健、福祉の有機的な連携の下、出生前から一貫した医療、療育を総合的に提供

【取組実績】

■子育て世代包括支援センター設置市町村数（再掲）

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
93 市町村	129 市町村	144 市町村	151 市町村	全市町村	84.4%

■総合周産期母子医療センターの整備（指定）数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所	6 ヶ所	66.7%

■助産師外来の開設第二次医療圏数

R2	R3	R4	R5	目標（R5）	達成率
14 圏域	14 圏域	14 圏域	14 圏域	21 圏域	66.7%

イ　効果・課題

㈠　目標の達成見込

○子育て世代包括支援センター及び産後ケア事業実施市町村数について、市町村に設置や事業実施について働きかけるなど目標達成できる見込みです。

㈡　効　果

○子育て世代包括支援センターの設置及び産後ケア事業の実施の促進など相談支援体制の充実や交通費助成などにより、妊娠・出産に係る環境整備が図られました。
○総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備により、ハイリスクな分娩等に対応する周産期医療体制が確保されています。
○不妊症や不育症に悩み、治療を望む方に対し、専門的な医療相談や不妊・不育治療経験者等によるピア・サポートを行うとともに、治療費の助成を行うことにより、心理的・経済的な負担の軽減が図られています。

㈢　課　題

○妊娠・出産や子育てに関する様々な不安や悩みに答えるため、子育て世代包括支援センターや産後ケア事業など、身近な地域で切れ目のない支援体制の充実を図ることが必要です。
○こどもを持つことを希望しながらこどもに恵まれない方の心の悩みに対応する相談体制の充実や不妊治療費負担軽減に係る国の助成制度の拡充、医療保険適用範囲の拡大等、安定的な制度運用と充実が必要です。

③　子育てを支援するステージ

ア　主な施策の取組状況

○　幼児教育、保育環境の整備

・子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な環境整備・サービス提供体制の確保を図るため、市町村支援の実施

・子ども・子育て支援制度を着実に推進し、待機児童の解消や質の高い教育・保育の提供体制を確保するため、市町村等へ助言や支援を行うとともに人材の養成や確保に向けた取組を実施

○　子育て世帯、ひとり親家庭等への支援の充実

・市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等に対し支援を実施

・多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を行う市町村への支援を実施

・ひとり親家庭の安定した就業に向け、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援

○　社会的養育を必要とするこどもや障がい等のあるこどもへの支援

・代替養育を必要とするこどもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親等への委託を推進するとともに、乳児院、児童養護施設や里親会等と連携してフォスタリング体制を構築し、里親への支援を充実

・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、ケアニーズが高いこどもへの対応や複雑多様化する家庭を支えるため、施設の高機能化、多機能化等に向けた取組を推進

・発達障がい児に対する支援体制の整備を図るため、必要な支援を実施

○　児童虐待防止対策の推進

・児童相談所における職員の増員や研修等の充実による職員の資質向上に取り組むとともに、児童福祉に精通する医師や弁護士を配置し、児童相談所の体制及び機能を強化

・児童相談所が要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、関係者向け研修会の実施や市町村への技術的・専門的な助言を通じて、地域における支援体制を充実

【取組実績】

■認定こども園等の整備数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
493 カ所	557 カ所	633 カ所	677 カ所	518 カ所	130.7%
（R3.4.1）	（R4.4.1）	（R5.4.1）	（R6.4.1）	－	－

■利用者支援事業（母子保健型）実施市町村数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
80 市町村	98 市町村	110 市町村	119 市町村	80 市町村	148.8%

■待機児童数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
68 人	22 人	62 人	28 人	ゼロ	－

■放課後児童クラブ

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
1,065 カ所	1,048 カ所	1,045 カ所	1,047 カ所	1,065 カ所	98.3%

■遠隔システムやオンデマンド教材等の活用により各管内で受講できる研修の割合

R2	R3	R4	R5	目標（R4）	達成率
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－

■各振興局（教育局）管内に配置された幼児教育相談員等を活用して圏内研修等を実施した管内の割合

R2	R3	R4	R5	目標（R4）	達成率
50.0%	50.0%	85.7%	78.6%	100.0%	－

■幼児教育施設と小学校間での意見交換や合同の研修会の機会を設けている市町村の割合

R2	R3	R4	R5	目標（R4）	達成率
93.3%	95.5%	96.1%	97.8%	100.0%	－

■幼児教育施設の意見を踏まえたスタートカリキュラムを作成している小学校の割合

R2	R3	R4	R5	目標（R4）	達成率
81.3%	87.2%	91.8%	91.8%	100.0%	－

■放課後子供教室設置市町村数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
118 市町村	107 市町村	87 市町村	89 市町村	全市町村	49.7%

■夜間保育設置数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
9 ヶ所	7 ヶ所	7 ヶ所	9 ヶ所	12 ヶ所	75.0%

■休日保育設置数

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
34 ヶ所	34 ヶ所	33 ヶ所	43 ヶ所	50 ヶ所	86.0%

■里親委託率

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
33.3%	34.6%	36.1%	－	現状からの増加	－

■北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数

R2	R3	R4	R5	目標（R4）	達成率
79 市町村	77 市町村	76 市町村	75 市町村	90 市町村	83.3%

■１歳６ヶ月健康診査受診率

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
96.8%	95.9%	96.7%	97.2%	100.0%	97.2%

■３歳児健康診査受診率

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
95.7%	96.6%	95.9%	96.9%	100.0%	96.9%

イ　効果・課題

㋐　目標の達成見込

○子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な整備・サービス提供体制の確保を図るため、市町村支援に取り組み、認定こども園の整備数が目標を上回っています。

○待機児童の解消については、令和５年度（2023 年度）時点で目標を達成できていません。

㋑　効　果

○修学資金等貸付事業や保育士等キャリアアップ研修等を始めとした各種研修により、教育・保育を支える人材の確保に向けた取組が進んでいます。

㋒　課　題

○待機児童解消に向けて、引き続き、市町村と連携しながら、保育士等の確保や、子育て世代の多様な保育・子育てニーズを受け止めるためのサービス提供体制の整備が必要です。

④　子育ちや自立を支援するステージ

ア　主な施策の取組状況

○　こどもの権利及び利益の尊重

・こども向けパブリックコメントの試行により、道の施策へこどもの意見を反映させるための取組を実施

・意見表明支援員の派遣など一時保護児童等の意見表明支援体制の強化

○　社会的養育を必要とするこどもへの支援の充実

・児童養護施設等の退所児童に対して、進学や就職のための準備費用を支給するなど、こどもの自立を促進

・児童養護施設等の退所児童に対して、相談対応や生活費等の支給などにより自立を支援

○　こどもの健全育成の促進

・市町村や学校と連携し、女性の幅広いライフステージに対応した健康教育を実施

・学校における食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭を小中学校へ配置

○　教育環境の整備

・小・中学校などにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置（派遣）

・地域住民の積極的な学校支援活動を通じて、学校と地域の連携体制を充実

【取組実績】

■こどもの意見表明の機会の確保

こども向けパブリックコメントの試行実施　R５　22 回（393 件）

■グローバル人材の育成に取り組む学校の割合

R2	R3	R4	R5	目標（R4）	達成率
87.1%	95.9%	95.7%	100.0%	100.0%	100.0%

■食育推進計画を策定している市町村数

R2	R3	R4	R5	目標（R5）	達成率
132 市町村	133 市町村	140 市町村	151 市町村	全市町村	84.4%

■体験的な学習活動を経験した生徒の割合

R2	R3	R4	R5	目標（R5）	達成率
60.9%	44.6%	42.7%	58.0%	100.0%	58.0%

イ　効果・課題

㈠　目標の達成見込

○グローバル人材の育成に取り組む学校の割合については、目標を達成できました。

○食育推進計画を策定している市町村数や体験的な学習活動を経験した生徒の割合の目標は令和５年度（2023 年度）時点で達成できていません。

㈡　効　果

○パブリックコメントによるこどもの意見募集に取り組んだほか、意見表明支援員の派遣など一時保護児童等の意見表明支援体制の強化を図るなど、こどもの権利尊重の取組が進められました。

○児童養護施設等退所児童に対し、進学のための貸付制度の活用促進や就職・進学に向けた就職支度費、大学進学等自立生活支援費を支給することにより、こどもの円滑な自立につながっています。

○市町村の保健、産業振興、教育など関係部署の連携が図られ、食育推進計画作成市町村数が増加し、また、栄養教諭の任用などが進み、学校における食育が推進されました。

㈢　課　題

○こどもの意見を適切に施策に反映する仕組みについて、さらに効果的な手法を検討する必要があります。

○児童養護施設等退所児童の相談対応や情報提供等のアフターケアに引き続き取り組む必要があります。

○児童虐待防止の推進のため、関係機関との連携、市町村の相談体制強化への支援や普及啓発等に引き続き取り組む必要があります。

3　第２次北海道青少年健全育成基本計画の評価

（1）施策の体系

施策の基本方針	施策の目標	施策の目標に向けた主な取組	発達段階に応じた取組			
			乳幼児期	学童期	思春期	ポスト青年期・青年期
Ⅰ　青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	◎　安心してこどもを育てられる環境づくり	○　子育て支援の充実	●			
		○　こどもの育成に関わる人材の確保・育成		●	●	
	◎　豊かな心と健やかな体の育成	○　家族のふれあい時間の増進	●	●	●	
		○　基本的な生活習慣の習得	●	●	●	
		○　地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成		●	●	
		○　生きる力を育む活動の充実		●	●	
	◎　困難を有するこどもを支援する環境づくり	○　障がい等のあるこどもへの支援	●	●	●	
		○　児童虐待の予防と早期発見	●	●	●	
		○　いじめ対策の推進		●	●	
		○　不登校、ひきこもり等の対策の推進		●	●	
		○　ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援	●	●	●	
Ⅱ　青少年の自立を促す環境づくり	◎　社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	○　多様な体験機会の提供		●	●	
		○　国際交流活動の推進		●	●	
		○　キャリア教育の推進		●	●	
		○　若者の就業支援の推進				●
	◎　困難を有する若者を支援する環境づくり	○　若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進				●
		○　障がいのある若者への支援の充実				●
Ⅲ　社会環境の浄化の促進	◎　青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	○　社会環境の整備		●	●	
		○　非行防止対策の推進		●	●	
		○　犯罪からの立ち直り支援の充実			●	●
Ⅳ　青少年の福祉を阻害する行為の防止	◎　青少年を犯罪被害から守る環境づくり	○　福祉を害する犯罪への対策		●	●	
		○　情報化社会への対策		●	●	
		○　安全安心の確保のための取組の推進		●	●	

（2）目標設定項目の推進状況

項目	令和５年度実績	令和６年度 目標事業量等	達成率
ファミリー・サポート・センター数	*（R4）* *72市町村*	71市町村	*101.4%*
合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）	1.06	全国平均 1.30(R3)	81.5%
地域子育て支援拠点	423か所	424か所	99.8%
地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校 86% 中学校 73%	100%	86.0% 73.0%
男性の育児休業制度取得率	29.4%	12.0%	245.0%
年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	88.4%
子育てを支援する企業の割合	大企業98.6% 中小企業3.70%	大企業 100% 中小企業 25%	98.6% 14.8%
「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,888社	3,000社	96.3%
道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児（親子含む）対象事業の割合	19.8%	20%以上	99.0%
「朝食を毎日食べている」小６、中３の割合	小学校 80.7% 中学校 75.4%	小学校 100% 中学校 100%	80.7% 75.4%
体育の授業以外で１週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小５、中２の割合	小学男子 91.3% 小学女子 84.9% 中学男子 84.9% 中学女子 70.1%	小学男子 100% 小学女子 100% 中学男子 100% 中学女子 100%	91.3% 84.9% 84.9% 70.1%
放課後等における子どもの活動拠点の整備状況（新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合	97.8%	100%	97.8%
異なる年代（学年）や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合	*(R4)小学校* *85.8%* *中学校* *93.7%*	小学校 100% 中学校 100%	*85.8%* *93.7%*

項目	令和５年度実績	令和６年度 目標事業量等	達成率
規範意識や基本的な倫理観等の状況（全国学力･学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童･生徒の割合	未集計 ※全国学力学習状況調査中止に伴う調査中止	小学校 100% 中学校 100%	－
道立青少年体験活動支援施設の利用者数	123,263人	233,039人 以上	52.9%
普段１日10分以上読書する小６、中３の割合	小学校 58.1% 中学校 49.0%	小学校 70% 中学校 70%	83.0% 70.0%
学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合	*(R4)小学校* *100%* *中学校* *100%*	小学校 100% 中学校 100%	*100.0%* *100.0%*
1歳6ヶ月児健康診査受診率	*(R4)* *97.2%*	100%	*97.2%*
3歳児健康診査受診率	*(R4)* *96.9%*	100%	*96.9%*
文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合	*(R4)小学校* *92.6%* *中学校* *92.2%* *高校* *93.6%*	認知した全てのいじめが解消されることを目指す	*92.6%* *92.2%* *93.6%*
いじめに対する意識（全国学力･学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校６年生、中学校３年生の割合）	小学校 85.6% 中学校 82.6%	小学校 100% 中学校 100%	85.6% 82.6%
定期的にネットパトロールを行っている学校の割合	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	100.0% 100.0% 100.0%
文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合	*(R4) 小学校* *79.9%* *中学校* *74.2%* *高校* *83.7%*	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	*79.9%* *74.2%* *83.7%*

項目	令和５年度実績	令和６年度 目標事業量等	達成率
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村	177市町村	全市町村	98.9%
体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合	*(R4)小学校* *82.7%* *中学校* *73.6%*	小学校 100% 中学校 100%	*82.7%* *73.6%*
青少年向け木育教室等の実施割合	9.9%	29%	34.1%
グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	91.2%	100%	91.2%
体験的な学習活動を経験した生徒の割合	58.6%	100.0%	58.6%
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」という設問に、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した小６、中３の割合	小学校 80.4% 中学校 65.8%	小学校 100% 中学校 100%	80.4% 65.8%
卒業時に進路希望を設定できない生徒数	*(R4)* *27人*	0人	－
新規大学等卒業者道内就職率	66.4%	70%	94.9%
学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「わりにできる。」、「ややできる。」と回答した教員の割合	*(R4)* *88.4%*	100%	*88.4%*

※*斜字の数値*はR4年度の実績(R5年度は集計中)

北海道が取り組む青少年健全育成施策の方向性を明確にするとともに、施策の検証についても容易にするため、4つの基本方針に基づき主要指標等を設定し、市町村や関係団体等と連携を図りながら取組を推進してきました。令和5年度（2023年度）までの主な取組と達成状況は次のとおりです。

（3）各基本方針の評価

①　主な取組と達成状況

ア　青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

㋐　安心してこどもを育てられる環境づくり

○　子育て支援の充実

・地域の子育て支援サービス等に関する情報提供、地域子育て支援拠点の計画的整備、専門的な立場からの相談体制の充実、病児保育・延長保育による子育て環境の整備

○　こどもの育成に関わる人材の確保・育成

・こどもの安全を見守る活動の実施するための人材確保・育成、全道市町村での北海道青少年育成運動推進指導員の配置、地域ぐるみの運動の推進

【主な指標の達成状況】

■地域子育て支援拠点の設置か所数

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
412か所	415か所	419か所	423か所	424か所	99.8%

■地域と連携した通学路の安全確保の取組状況

通学路を設定している学校のうち、ＰＴＡや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小中学校の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
小　87% 中　77%	小　88% 中　76%	小　87% 中　76%	小　86% 中　73%	小　100% 中　100%	小　86% 中　73%

㋑　豊かな心と健やかな体の育成

○　家族のふれあい時間の増進

・家族の団らんを大切にする「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及促進、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進

○　基本的な生活習慣の習得

・こどもの成長・発達にとって望ましい生活習慣や運動習慣についての情報提供、学校給食を活用した家庭・学校・地域が連携・協力した食育の取組の推進

○　地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成

・自主性や社会性、創造性など情操を豊かにする健全な遊びの場の提供、道徳教育、ふるさと教育、読書活動を通じた基本的な倫理観や規範意識を育む取組の推進、青年団体やグループがこどもたちに提供する様々な体験活動への支援

○　生きる力を育む活動の充実

・こどもの豊かな感性や創造性などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりの推進、人権、性的マイノリティに対する理解促進

【主な指標の達成状況等】

■「朝食を毎日食べている」小学校６年生、中学校３年生の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
調査中止	小　83.7% 中　80.0%	小　81.5% 中　77.4%	小　80.7% 中　75.4%	小　100% 中　100%	小　80.7% 中　75.4%

■「体育の授業以外で１週間に運動･スポーツの総運動時間が 60 分以上」と回答した小学校５年生、中学校２年生の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
調査中止	小男　91.0% 小女　86.4% 中男　89.0% 中女　78.6%	小男　91.5% 小女　87.1% 中男　89.1% 中女　78.3%	小男　91.3% 小女　84.9% 中男　84.9% 中女　70.1%	小男　100% 小女　100% 中男　100% 中女　100%	小男　91.3% 小女　84.9% 中男　84.9% 中女　70.1%

■道立青少年体験活動支援施設（ネイパル）全６施設の利用者数

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
71,150 人	75,654 人	97,790 人	123,263 人	233,039 人以上	52.9%

【参考】

道民家庭の日「家族ふれあい優待制度＊」協賛店・施設企業数

令和５年度　320 か所（前年度　320 か所）

＊18 歳未満のこどもを連れたご家族が「道民家庭の日」に登録施設（ホテル、飲食店、博物館等）に指定の優待券を提出すると、料金の割引などの特典を受けることができる制度

㈦　困難を有するこどもを支援する環境づくり

○　障がい等のあるこどもへの支援

・障がい（発達障がいを含む。）のあるこどもとその家族が身近な場所で早期に支援を受けることができる取組の推進、特別支援教育の充実に向けた取組

○　児童虐待の予防と早期発見

・児童相談所の相談体制の強化、地域における支援体制の充実強化

○　いじめ対策の推進

・早期発見・早期対応に向けた相談体制の充実やインターネットトラブルから生徒を守る取組の推進

○　不登校、ひきこもり等の対策の推進

・こどもや保護者からの相談体制の充実や地域ぐるみの支援体制の充実

○　ひとり親家庭、経済的困窮を有する家庭への支援

・制度や相談窓口の普及啓発、家庭生活支援員の派遣などを行う市町村への助成

【主な指標の達成状況】

■文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
小　95.8% 中　95.7% 高　92.1%	小　95.9% 中　95.5% 高　996.1%	小　92.6% 中　92.2% 高　93.6%	集計中	認知した全てのいじめが解消されることを目指す	

■全国学力･学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校６年生、中学校３年生の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
調査中止	小　87.5% 中　83.7%	小　86.9% 中　84.0%	小　85.6% 中　82.6%	小　100% 中　100%	小　85.6% 中　82.6%

■定期的にネットパトロールを行っている学校の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
小　100% 中　100% 高　100%	小　100% 中　100% 高　100%	小　100% 中　100% 高　100%	小　100% 中　100% 高　100%	小　100% 中　100% 高　100%	小　100% 中　100% 高　100%

■文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
小　79.7% 中　78.8% 高　85.1%	小　79.6% 中　77.7% 高　93.8%	小　79.9% 中　74.2% 高　83.7%	集計中	小　100% 中　100% 高　100%	

■新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村数

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
164 市町村	167 市町村	175 市町村	177 市町村	全市町村	98.9%

a 効 果

○家族の団らんを大切にする「道民家庭の日」（毎月第３日曜日）の普及のため、毎月１回ＪＲ札幌駅西口コンコースにおいて啓発活動を実施し、住民理解が深まりました。

○児童扶養手当等、他の制度活用の機会を利用して、相談支援につなげることで、ひとり親世帯が利用できる支援の周知を図りました。

b 課 題

○ひとり親世帯が抱える多様な問題に対応するため、母子・父子自立支援員をサポートする嘱託弁護士の活用など、相談窓口機能の充実を図り、適切な支援に結びつけていく必要があります。

○「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」による、SNS 相談を引き続き実施するとともに、悩みや経験を共有できるよう、オンラインサロンの利用を促進するなど、必要な支援に結びつけていく必要があります。

イ　青少年の自立を促す環境づくり

㋐　社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成

○　多様な体験機会の提供

・豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験機会の提供、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実、ボランティア活動への参加を促進するための情報提供、地域づくり等に貢献する青少年に対する顕彰

○　国際交流活動の推進

・異なる生活や文化についてお互いに理解を深めることができるよう、コミュニケーション能力の育成や国際人として主体的に行動できる人材の育成、外国語学習の指導体制の整備

○　キャリア教育の推進

・望ましい勤労観・職業観を育成するためキャリアガイダンスや、インターンシップや体験的な学習活動の充実

○　若者の就業支援の推進

・キャリアカウンセリングから適職のマッチングまでの就職支援サービスの提供、求人と求職のミスマッチが生じている業種の理解促進、職業能力開発の向上

主な指標の達成状況】

■体験活動を学校全体の計画に位置づけている学校の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
小　68.9% 中　59.2%	小　78.5% 中　70.3%	小　82.7% 中　73.6%	集計中	小　100% 中　100%	

■グローバル人材の育成に取り組む学校の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
87.1%	95.7%	98.6%	91.2%	100%	91.2%

■全国学力･学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」という設問に「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した小学校６年生、中学校３年生の割合）

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
調査中止	小　79.0% 中　67.3%	小　78.5% 中　66.3%	小　80.4% 中　65.8%	小　100% 中　100%	小　80.4% 中　65.8%

■卒業時に進路希望を設定できない生徒数（道立高等学校において卒業時に進学や就職などの進路希望を設定できない生徒数）

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
39 人	30 人	27 人	集計中	0 人	

⑷　困難を有する若者を支援する環境づくり

○　若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進

・キャリアカウンセリングから適職のマッチングまでの就職支援サービスの提供、若年無業者・ひきこもりの青少年やその家族が相談できる窓口の周知

○　障がいのある若者への支援の充実

・障がいのある若者の職業生活における自立を図るため職業準備訓練や職場実習の斡旋、就業・日常生活上の相談等の実施、適性に応じた職種の知識・技能の習得支援

【主な指標の達成状況】

・指標設定なし

a　効　果

○社会参加活動を通じて地域づくり等に貢献する青少年を表彰する「北海道青少年顕彰」や、少年が自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付ける契機となる「少年の主張」を実施することにより、本道発展の担い手としての自覚と責任感の高揚が図られました。

○道内高校生を「日本の次世代リーダー養成塾」に派遣することにより、青少年に次代の担い手としての自立や、青年が地域活動の実践を通じて、地域の中核的人材や担い手として成長が促されています。

b　課　題

○将来のキャリアデザインがない若者の不本意な早期離職は、再就職できずにニート・フリーター化するリスクなどが高まることから、若年層の就業支援や望ましい勤労観・職業観の育成、新規学卒者の就職活動の支援など、若年者の離職防止や職場定着に向けて、学校や企業、行政などが一体となった取組が必要です。

○若年無業者等を対象とした職業的自立の支援やひきこもりの若者にとって社会参加の第一歩となる自然体験や社会体験など多様な機会の場が必要です。

ウ　社会環境の浄化の促進

(ｱ)　青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり

○　社会環境の整備

・北海道青少年健全育成条例の規制内容の周知、立入検査の実施、事業者等の適切な自主規制の促進、青少年健全育成功労者の表彰

○　非行防止対策の推進

・街頭補導、相談活動の実施、非行防止教室の開催、覚醒剤等薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や研修会の開催、青少年の健全育成に向けた道民運動の推進

○　犯罪からの立ち直り支援の充実

・関係機関、関係者等地域社会が一体となった非行少年等の立ち直り支援の促進

【主な指標の達成状況】

・指標設定なし

a　効　果

○北海道青少年健全育成条例の規制内容の周知及び道・市町村等による書店やコンビニエンスストア、携帯電話販売店等への立入調査を通じ、地域が一体となった非行や犯罪を防ぐ環境づくりが進められました。

○非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催により、「闇バイト」の危険性などへの理解が深まるとともに、特殊詐欺等への関与防止や大麻等の薬物乱用防止につながっています。

b　課　題

○非行少年等の数が３年連続増加していることなどから、青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくりに向け、立入調査の実施や事業者等の適切な自主規制の促進など引き続き社会環境の整備に取り組む必要があります。

○街頭補導、相談活動の実施、非行防止教室の開催など、引き続き非行防止対策の推進が必要です。

エ　青少年の福祉を阻害する行為の防止

㋐　青少年を犯罪被害から守る環境づくり

○　福祉を害する犯罪への対策

・少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締、犯罪被害者等支援の相談窓口や「少年相談 110 番」等相談窓口の周知

○　情報化社会への対策

・青少年がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭でのルールづくりの必要性についての啓発、情報モラル教育の充実、フィルタリングの普及促進

○　安全安心の確保のための取組の推進

・学校や地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での生徒の安全確保の推進

【主な指標の達成状況】

■学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合

R2	R3	R4	R5	目標値	達成率
85.7%	87.4%	88.4%	集計中	100%	

a　効　果

○スマートフォンやインターネットの使用によりもたらされる有害情報やトラブルから道内の青少年を守るために、学校長会、ＰＴＡ団体、インターネット関連団体、携帯電話会社、青少年育成団体、警察、道教委等とともに実行委員会を組織し、メディアの安全・安心な利用のための道民意識の醸成が図られました。

b　課　題

○スマートフォンや SNS の急速な普及に伴い、SNS を通じて犯罪に巻き込まれる青少年が増えていることから、スマートフォン・SNS を安全に利用するために、ご家庭でのルールづくりや、知識が十分でない青少年が不用意に違法・有害サイトにアクセスできないように制限する「フィルタリング」機能の普及促進が必要です。

4　第２期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価

（1）施策の体系

相談支援		①相談窓口の周知
		②保護者への相談支援
		③ひとり親家族への相談支援
		④児童養護施設等における相談支援
		⑤学校における相談支援
		⑥こどもの居場所を通じた相談支援
		⑦市町村の相談支援体制の整備に対する支援
		⑧相談職員の資質向上
教育支援	学校における教育支援	①確かな学力の育成をめざす学校教育の推進
		②学校と福祉関連機関等との連携
		③地域の教育力の向上
	幼児教育･保育における教育支援	①質の高い幼児教育・保育の確保
	就学支援の充実	①就学支援の充実
		②学習支援の充実
		③高校生等の経済的負担の軽減
		④奨学金制度の活用・充実
		⑤高等学校等における就学継続等のための支援
		⑥特別支援教育の充実
		⑦外国人のこども等への支援
	大学進学等の教育機会の提供	①大学生等の経済的負担の軽減
		②奨学金制度の活用・充実
		③進学費用等の支援
		④道立高等技術専門学院訓練生等に対する支援
	その他の教育支援	①多様な体験活動の機会の提供
		②こどもの居場所等を活用した地域における学習支援
		③多様な学習機会の提供
		④将来を考える機会の提供
生活支援	生活環境の整備	①保護者の自立支援
		②保育等の確保
		③子育て家庭の健康安全確保
		④母子生活支援施設等の活用
		⑤住宅支援の充実
	こどもの生活支援	①児童養護施設等に入所するこどもへの支援
		②家庭的養護の推進
		③こどもの健やかな発育等に関する支援
		④こどもの食事・栄養状態の確保
		⑤こどもの居場所等を活用した地域とのつながり支援
	こどもの就労支援	①就労促進に向けた支援
	その他の生活支援	①相談職員の資質向上
		②母子・父子福祉団体への支援
		③こどもの意見の適切な社会反映
保護者に対する就労支援		①就労促進に向けた支援
		②学び直しへの支援
		③就労機会の確保
経済的支援		①医療費負担の軽減
		②妊娠や出産費用の負担軽減
		③児童扶養手当の支給
		④生活の安定に向けた経済的支援
		⑤養育費の確保に関する支援

（2）目標設定項目の推進状況

項目	令和５年度実績	令和６年度目標値	達成率
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	94.8% （R４実績）	99.3%	95.5%
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3.8% （R４実績）	1.7%	44.7%
生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	41.4% （R４実績）	50.0%	82.8%
児童養護施設のこどもの高等学校等進学率	98.2%	99.3%	98.9%
児童養護施設のこどもの大学等進学率	39.2%	50.0%	78.4%
ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園）	88,2% （R４実績）	現状値を維持	－
新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施市町村	177市町村	全市町村	98.9%
ひとり親家庭において、経済的理由で、電気・ガス・水道のいずれかの料金を支払いができなかった経験が「あった」と答えた割合	16.6% （R４実績）	現状からの 減少	－
ひとり親家庭において、経済的理由で、家族が必要とする食料を買えなかった経験が「あった」と答えた割合	36.8% （R４実績）	現状からの 減少	－
ひとり親家庭において、こどものことで困ったことや悩みがあるときに相談する相手がいないと答えた割合	10.0% （R４実績）	現状からの 減少	－
ひとり親家庭の親の就業率 （母子世帯）	81.5% （R２実績）	80.0%	101.9%
ひとり親家庭の親の就業率 （父子世帯）	88.4% （R２実績）	88.1%	100.3%
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 （母子世帯）	49.0% （R２実績）	44.4%	110.4%
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 （父子世帯）	72.0% （R２実績）	現状からの 増加	－
「こどもの居場所」がある市町村数	102市町村	全市町村	57.0%
母子・父子自立支援員を知らなかった人の割合	34.0% （R４実績）	現状からの 減少	－
ひとり親家庭のうちこどもに期待する学歴を高校までと答えた割合	26.5% （R４実績）	現状からの 減少	－
子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村	66市町村	全市町村	36.9%

北海道では、本道のこどもの貧困の状況が全国の中でも大変厳しい地域の一つであることを踏まえ、特に「相談支援」、「教育支援」、「生活支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」を中心とする施策に重点的に取り組んできました。

令和５年度（2023 年度）までの主な取組と達成状況は次のとおりです。

（３）各重点施策の評価

①　相談支援

ア　主な施策の取組状況

〇相談窓口の周知

・ ホームページやＳＮＳにより各種相談窓口を周知

・ ひとり親家庭等に対する支援策などを掲載したリーフレットを作成。関係機関や民間団体と連携して配布

・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいてＳＮＳを活用した事業内容と各種制度の周知を実施

〇保護者への相談支援

・ 生活保護世帯や生活困窮世帯の自立に向けた相談支援を実施

〇ひとり親家庭への相談支援

・ 各総合振興局・振興局に配置している母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が、ひとり親家庭の就労・生活や養育費などに関する相談支援を実施

〇児童養護施設等における相談支援

・ 児童養護施設を退所した後も、職場への定着や就学の継続を支援するため、各施設に生活相談支援職員を配置し、相談対応を実施

・ 自立援助ホームにおいて共同生活を行うこどもに対する相談や日常生活上の援助、生活指導、就業に対する支援を実施

〇市町村の相談支援体制の充実

・ 市町村におけるこどもの貧困対策に関する相談体制を構築していく上で参考となるよう、先進事例の情報提供を行うほか、相談担当職員への研修を実施

【主な取組実績】

■全道の自立相談支援機関による生活困窮者への相談支援

	R2	R3	R4	R5
新規相談受付件数	26,064	27,135	18,822	12,755

■母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への相談支援

	R2	R3	R4	R5
相談件数	3,367	3,242	2,360	2,755

■母子家庭等就業・自立支援センターによるひとり親家庭への相談支援

	R2	R3	R4	R5
相談件数	2,659	2,515	2,316	2,363

■母子・父子自立支援員研修の実施

	R2	R3	R4	R5
参加者数	58	76	54	71

イ　効果・課題

㋐　効　果

○児童扶養手当等、他の制度活用の機会を利用して相談支援につなげることで、ひとり親家庭が利用できる支援の周知を図りました。

㋑　課　題

○ひとり親家庭が抱える多様な問題に対応するため、母子・父子自立支援員をサポートする嘱託弁護士の活用など、相談窓口の機能の充実を図り、適切な支援に結びつけていく必要があります。

○「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」による、ＬＩＮＥ等を活用したＳＮＳ相談を引き続き実施するとともに、悩みや経験を共有できるようなオンラインサロンの利用を促進し、必要な支援に結びつけていく必要があります。

②　教育の支援

ア　主な施策の取組状況

〇学校における教育支援

・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを増員するとともに、市町村教育委員会における配置を促進し、学校と福祉関連機関等との連携強化を進めることにより、市町村が実施する家庭教育の促進に向けた取組に対する支援を充実

〇幼児教育・保育における教育支援

・幼児教育の質の向上を図るため、北海道幼児教育推進センターにおいて、幼児教育施設の職員や市町村職員に対する研修を実施するとともに、幼児教育相談員による助言体制の構築や、小学校教育との連携・接続の促進などの取組を実施

〇就学支援の充実

・市町村が実施している義務教育段階の就学援助制度について、きめ細かな広報等を実施

・就学支援金制度などにより、高等学校等における授業料に係る経済的負担を軽減

〇大学進学等の教育機会の提供

・各種奨学金制度や生活福祉資金制度による教育支援資金などの情報発信に努め、活用を促進

〇その他の教育支援

・新規開設に向けた相談や優良事例を紹介する研修等を行うことにより、地域の学習支援の取組を行っているこどもの居場所の設置を促進

・ひとり親家庭のこどもの学習支援等を行う市町村に対し補助を実施

【主な取組実績】

■スクールソーシャルワーカーの配置

	R2	R3	R4	R5
配置済人数	86	97	97	101

■スクールカウンセラーの配置（※市町村実施分含む）

通年型配置校数	R2	R3	R4	R5
小学校	755	746	744	729
中学校	452	447	450	443

■就学支援金等の利用者数

	R2	R3	R4	R5
利用者数	121,233	117,039	113,895	111,499

■こどもの居場所での学習支援実施状況

	R2	R3	R4	R5
実施市町村数	51	47	50	61

イ　効果・課題

㈠　効　果

○スクールソーシャルワーカーの配置・派遣が増え、関係機関との連携により、支援を必要とする児童生徒の置かれた環境改善に向けた取組が進められています。

㈡　課　題

○学校におけるこどもや保護者に対する相談機能を充実するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置をさらに推進するとともに、オンラインでのカウンセリングを活用した問題の早期解決が必要です。

○幼児教育施設と小学校の連携・接続の促進に向け、モデル地域においてカリキュラム等の開発等を行い、「北海道版スタートプログラム」の策定に取り組む必要があります。

○経済的理由で大学等への進学が困難なこどもの進学機会の確保を図るため、関係機関とも連携して給付型奨学金や教育支援資金の貸付けなどの一層の利用促進が必要です。

③　生活の支援

ア　主な施策の取組状況

○保護者の生活支援

・生活保護世帯に対し、食費等の日常生活に必要な費用を支給

・生活困窮世帯の保護者からの自立に関する相談に応じ、必要な情報提供などを実施

・ひとり親家庭において、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、生活援助を行う者を派遣する市町村に補助

・保護者が安心して働けるよう、多様な保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童クラブや放課後子供教室の設置を促進

○こどもの生活支援

・児童養護施設等を退所した後の就職や住宅等賃貸の際の保証人を確保するため、施設長などが保証人になった場合の損害賠償保険料を負担し、自立に向けた生活環境を整備

・こどもの居場所づくりを推進し、安定的に運営できるよう、子どもの貧困対策ネットワーク事業により、新規開設に向けた相談や実践者に対する研修等を実施

○こどもの就労支援

・児童養護施設等を退所した後の就職や進学に向けた支度費を支給し、自立に向けた生活環境を整備

・各児童養護施設に生活相談支援職員を配置し、退所後も継続的に相談支援を実施

【主な取組実績】

■保育所、認定こども園及び地域型保育事業所を整備

	R2	R3	R4	R5
保育所	9	9	4	2
認定こども園（幼）	32	27	16	8
認定こども園（保）	22	4	2	
地域型保育事業所	2	3	3	3

※R5 から認定こども園の幼稚園機能部分と保育所機能部分の施設整備補助金が一元化。

■退所児童の自立を支援するため各種支援費を支給

	R2	R3	R4	R5
就職支度費	48	49	35	41
大学進学等自立支援支度費	9	12	10	5

■退所児童の損害賠償保険料の負担件数

	R2	R3	R4	R5
身元保証契約	2	2	2	3
連帯保証契約	7	11	9	5

■こどもの居場所の整備促進

	R2	R3	R4	R5
市町村数	82	84	86	102

■こどもの居場所の開設予定者に対する相談・研修の実施

	R2	R3	R4	R5
研修会実施か所	－	6	6	6

イ　効果・課題

㈠　効　果

○児童養護施設等退所児童に対し、進学のための貸付制度の活用を促進し、就職支度費や大学進学等自立生活支援費を給付することにより、こどもたちの円滑な自立を推進しています。

○食事提供や学習支援を行うこどもの居場所は、様々な事情を抱えるこどもたちが信頼できる大人と出会い、安心して過ごせる場所となっており、徐々に設置市町村数が増えています。

㈡　課　題

○児童養護施設等退所児童や関係機関に対して、進学等のための奨学金制度や貸付制度を周知するほか、就職・進学に向けた支度費の支給、身元保証人の確保など、引き続き、きめ細かな支援を行う必要があります。

○こどもの居場所の新規開設に係る相談対応など、こどもの居場所づくりを推進するとともに、設置主体との意見交換を開催し、安定的な運営に向けた研修を実施するなど現場のニーズに即した取組を進めていく必要があります。

④　保護者に対する就労支援

ア　主な施策の取組状況

○　就労促進に向けた支援

・生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、住居確保給付金受給世帯及び生活困窮世帯の保護者に対し、ハローワークと連携して求人情報の提供や面接時の助言などを実施
・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能取得、就業情報提供などの就労支援を実施
・ジョブカフェ北海道に「マザーズ・キャリアカフェ」を設置し、子育てをしながら働きたい女性等の就業・育児に係る相談にワンストップで対応

○学び直しへの支援

・ひとり親家庭の親に対して自立支援教育訓練給付金や高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を活用して受講費を支給し、職業能力開発のための講座や高卒認定試験合格のための講座の受講を促進
・ひとり親家庭の親が看護師、保育士等の資格を取得するまでの期間に必要な生活費等を支給する高等職業訓練促進給付金を活用し、経済的自立に有効な修業を促進
・高等職業訓練促進給付金を活用して修学する場合に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業により入学準備金や就職準備金、住宅支援資金を貸し付け、資格取得を促進

○就労機会の確保

・母子・父子福祉団体の受注機会の拡大を通じてひとり親家庭の親の就業が図られるよう、清掃等についての優先的発注を推奨

【主な取組実績】

■「マザーズ･キャリアカフェ」のカウンセリングやセミナーの実施

	R2	R3	R4	R5
カウンセリング人数	284	464	622	587
セミナー参加人数	59	140	75	63
就職者数	90	127	155	161

■母子・父子自立支援プログラムの策定（母子家庭等就業・自立支援センター）

	R2	R3	R4	R5
策定件数	58	49	45	54

■自立支援教育訓練給付金の支給

	R2	R3	R4	R5
支給件数	9	7	9	5

■高等職業訓練促進給付金の支給

	R2	R3	R4	R5
支給件数	21	20	31	29

■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

	R2	R3	R4	R5
貸付人数	69	78	49	51

イ　効果・課題

㈠　効　果

○ひとり親家庭の親の就業率や、正規職員・従業員の割合が増えており、保護者にとって安心してこどもを育てられる適正な労働環境の確保につながっています。

㈡　課　題

○関係機関と連携し、様々な支援を組み合わせて就労支援に取り組む必要があります。

○「高等職業訓練促進給付金」における、デジタル分野等の民間資格取得講座の受講を促進するとともに、「自立支援教育訓練給付金」の利用促進等により、就労を通じた自立を支援する必要があります。

⑤　経済的支援

ア　主な施策の取組状況

○医療費負担の軽減

・乳幼児等の医療費の助成を行う市町村に対し補助

・ひとり親家庭等のこどもや父母の医療費の助成を行う市町村に対し補助

○　妊娠や出産費用の負担軽減

・経済的理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、指定医療機関で出産を行う場合の費用を助成する市町村に対し補助

○　生活の安定に向けた経済的支援

・ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、教育や生活、就業面での改善に向け母子・父子・寡婦を対象とした福祉資金の貸付けを実施

・低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に、生活資金、修学資金等の貸付けを実施

・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援のほか、地域生活や養育費に関する相談など、ひとり親家庭を総合的に支援

【主な取組実績】

■乳幼児等医療給付事業

	R2	R3	R4	R5
総受診数	3,809,466	2,919,727	2,980,363	3,574,010

■ひとり親等医療給付事業

	R2	R3	R4	R5
総受診数	968,562	674,265	671,303	796,613

■助産施設における助産の実施

	R2	R3	R4	R5
助産の実施人数	135	143	110	112

■母子父子寡婦福祉資金の貸付

	R2	R3	R4	R5
新規貸付人数	604	442	474	504

■生活福祉資金等の貸付（※新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活費に困窮した方への緊急小口資金等の特例貸付分を除く）

	R2	R3	R4	R5
貸付件数	508	547	589	652

■弁護士相談（母子家庭等就業・自立支援センター）

	R2	R3	R4	R5
相談件数	160	141	148	148

イ　効果・課題

㋐　効　果

○弁護士による相談の機会を設けることで、養育費の取り決めなどの専門的な相談に対応するほか、研修等を実施することで、相談対応職員の資質向上図っています。

㋑　課　題

○関係団体と連携しながら、医療費の負担軽減や資金の貸付け、相談対応など、ニーズに応じた支援を実施する必要があります。

第４　（仮称）「北海道こども計画」策定の考え方

１　計画の基本的な対応方向

こどもを取り巻く現状やこれまでの計画の評価を踏まえると、男性の育児休業取得率の向上等、一定の効果は見られますが、本道の出生率は全国と比較し、依然として低い状況です。また、児童虐待やこどもの貧困、いじめ、不登校など、こどもを取り巻く環境は深刻な状況です。

一方、昨今の動きとして、こども基本法の施行、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て施策の抜本的強化、「こども大綱」の閣議決定など、こども家庭庁を中心に、新たな施策が実施されています。

また、道においても、国の動きを踏まえ、知事をトップとする北海道こども政策推進本部の立ち上げや、こどもの権利等を基本理念とする「（仮称）北海道こども基本条例」の策定等新たな取組を進めています。

これまでの計画の取組状況の評価等のほか、こうした新たな方針や施策を踏まえて計画の目標を定めるとともに、「こども大綱」に示された６つの基本方針に沿って、具体的な取組を設定します。

２　計画の目標

こども施策を総合的かつ計画的に推進し、計画の目指す姿である「こどもまんなか社会」を実現するには、こどもを含む、全ての道民にとって分かりやすい目標を設定し、取り組むことが重要です。そのため、次のとおり計画の目標を設定し、庁内や関係機関との連携の下、計画に盛り込まれた取組の計画的実施や、指標の達成状況の評価等を通じ、目標の実現を図っていきます。

（1）計画の基本目標

「こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現」、「こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の実現」の２つを基本目標に掲げ、各般の施策を進めていくこととします。

この基本目標の達成に向けて、本計画期間（令和７年度（2025 年度）～11 年度（2029 年度））内においては、前者について、「こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合」、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合」、「こども基本法について知っているこどもや大人の割合」の増加を図り、後者について、「安心してこどもを育てられる環境の向上（各種調査による、環境が整っていると思う人の割合の増加）」を図るとともに、出生率を全国平均まで引き上げることを目標として設定します。

（2）都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている事項

子ども・子育て支援法により国が定めた「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、都道府県が子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている次の指標等を設定します。

①　区域の設定

広大な本道にあっては、こどもたちが居住している市町村内において教育・保育や各種の子育て支援サービスなどを受けることができる体制を構築することが望ましいことから、道では、179 市町村を単位として区域を設定します。

なお、この区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の単位となるものであり、需給調整に当たっては、国の基本方針に基づき行うこととします。

②　各年度における教育・保育の量の見込み等

市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市町村ごとに、こどもの認定区分に応じた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）に係る必要利用定員総数などを定めます。

放課後児童クラブなど市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に関して、計画期間中に達成すべき目標事業量を定めることとします。